

縦覧・閲覧

都市計画案に関する縦覧

次の都市計画案に関し、都市計画法第17条の規定に基づき縦覧を行います。
なお、市民および利害関係人は縦覧期間中に意見書を提出することができません。

種類(名称)

東村山都市計画生産緑地地区の変更

日8月2日(金)〜16日(金)
※正午〜午後1時を除く

場都市計画課(本庁舎4階)

申任意の用紙に都市計画案の種類(名称)・住所・氏名(ふりがな)・意見を明記し、8月16日(必着)までに郵送又は直接都市計画課へ
問都市計画課

説明会

ごみ処理施設の基本方針策定に向けた説明会の開催

市では、安全で安定したごみ処理を継続していくため、今後のごみ処理施設の基本方針策定を進めています。昨年度に実施した意見交換会後の市の検討内容と基本方針の骨格の説明を行います。
日場左表参照(各回1時間30分程度)

日程表
日時 開催場所
8月23日(金) 午後7時30分から 秋津公民館(秋津町2-17-10)
8月25日(日) 午後1時30分から 萩山公民館(萩山町2-13-1)
8月30日(金) 午後7時30分から 廻田公民館(廻田町4-19-1)
8月31日(土) 午前10時30分から 秋水園リサイクルセンター(秋津町4-17-1)
9月7日(土) 午後1時30分から 市民センター2階
9月8日(日) 午後1時30分から 富士見公民館(富士見町5-4-51)
9月14日(土) 午後4時30分から 中央公民館(本町2-33-2)

日8月1日(木)〜31日(土)午前9時〜午後9時
特定健康診査の受診勧奨および簡単なアンケート調査
※詳細はHPをご覧ください。
なお、すでに受診済み又は

託1歳〜未就学児の幼児、2名(各開催日の1週間前までに電話で施設課へ)
申不要、直接会場へ

★手話通訳・要約筆記が必要
なかつたは、各開催日の1週間前までにファクスで施設課(☎391・5847)へ

調査

ごみ・資源物に関する市民アンケートの実施

市では、現在、一般廃棄物処理基本計画の改定を進めています。改定にあたり、ごみ・資源物の処理や減量・資源化等について市民の皆さんのご意見を伺うため、アンケートを実施します。
日8月上旬に調査票を送付
日市内在住の16歳以上のかた、2千名(無作為抽出)
※詳細は調査票をご覧ください。
問廃棄物総務課

健康

電話での特定健康診査受診勧奨の実施

国民健康保険に加入する40歳以上のかた(無作為抽出)へ市が委託した業者から特定健康診査に関する電話連絡を行います。

医療機関に予約済みのかたに連絡がいく場合がありますが、ご了承ください。

※受診勧奨にあたり、物品の販売を行うことや受診料の振り込みを要求することは一切ありません。

骨粗しょう症予防教室

自分の骨密度を知り、骨粗しょう症についての知識と食生活や歯の手入れ、運動等日頃の過ごし方を改善してみませんか。
骨密度測定
日8月28日(水)午前10時〜午後3時
場いきいきプラザ1階「運動指導室」
日市内在住の5歳以上のかた、100名
※骨粗しょう症で通院中のかたおよび過去1年以内に測定をしたかたを除く
※応募者多数の場合は抽選、抽選結果は8月中旬に応募者全員へ送付
問かかとの超音波測定と結果説明
申直接(返信用はがき持参)
又は往復はがきに必要事項と特記事項を明記し、8月1日(木)〜8日(必着)に健康増進課(いきいきプラザ1階)へ
特記事項 生年月日・希望時間(午前又は午後・骨粗しょう症運動教室参加希望の有無)
骨粗しょう症運動教室
日9月2日(月)午前9時30分〜11時30分
場いきいきプラザ1階「運動指導室」
日骨密度測定に参加したかた、30名
※応募者多数の場合は抽選
講鈴木克也氏(運動指導員)
持上履き、タオル、飲み物
※動きやすい服装で
問健康増進課

情報公開制度・個人情報保護制度

問総務課

公正で開かれた市政運営を推進する「情報公開制度」と、市が保有している市民の皆さんの個人情報保護を保障する「個人情報保護制度」の平成30年度(30年4月1日〜31年3月31日)の運用状況をお知らせします。

情報公開制度

市が保有している公文書(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録)を市民の皆さんからの請求に応じて公開する制度です。市には市政について市民の皆さんに説明する責任があります。情報を公開し説明していくことで皆さんのご理解とご意見のもとに、公正で開かれた行政を推進することを目指しています。
市が作成又は取得し、保管している公文書は原則としてすべて公開の対象です。ただし、法令で非公開と定められている情報や個人情報等、例外的に公開できない情報もあります。
なお、部分公開や非公開等の決定に不服があれば、審査請求をすることができます。30年度の審査請求はありませんでした。

請求件数

30年度の請求件数は、表Aのとおり64件でした。また、所管課別では表Bのとおりです。

市民・市内事業者からの請求が7割を占め、市外からの請求はほとんどが事業者からのものでした。
請求内容では、「包括施設管理委託の企画提案書」・憩いの家運営業務委託に係る文書」の公開を求めるものが多くありました。

個人情報保護制度

市が個人情報収集・保管・使用する際の取り扱いルールを定めるとともに、市民の皆さんが自分の情報が市においてどのように保管・使用されているかを知るための制度です。自分の個人情報の閲覧や写しの交付を市に求めることを「個人情報の開示請求」といいます。開示された内容が事実と異なる場合は訂正の請求をすることができます。
このほか、取り扱いルールに反して個人情報収集されたり、外部提供や目的外利用がされているときはその消去や中止を求めることができます。
なお、部分開示や個人情報

情報公開運営審議会

情報公開制度を適正に運営し、よりよい制度への改善を図るため、「東村山市情報公開運営審議会」を設置しています。同審議会は、市民・学識経験者の7名で構成され、30年度は2回開催し、制度の運用状況について討議しました。

個人情報保護制度

市が個人情報収集・保管・使用する際の取り扱いルールを定めるとともに、市民の皆さんが自分の情報が市においてどのように保管・使用されているかを知るための制度です。自分の個人情報の閲覧や写しの交付を市に求めることを「個人情報の開示請求」といいます。開示された内容が事実と異なる場合は訂正の請求をすることができます。
このほか、取り扱いルールに反して個人情報収集されたり、外部提供や目的外利用がされているときはその消去や中止を求めることができます。
なお、部分開示や個人情報

請求件数

30年度の請求件数は、表Cのとおり44件でした。また、所管課別では表Dのとおりです。30年度の請求の約3割が「自分の住民票・戸籍に関する証明書・印鑑登録証明書を自分以外の誰かが取得していないか調べてほしい」というものでした。

個人情報保護運営審議会

個人情報の収集・使用等が適正に行われているかをチェックするために「東村山市個人情報保護運営審議会」を設置しています。同審議会は市民・学識経験者の7名で構成され、市が個人情報本人以外から収集したり、市以外の機関に提供あるいは市の内部で目的外利用するときなどに、その個人情報の取り扱いが適切かどうかを市の諮問に応じて審議します。
また、新たに個人情報を扱う業務を開始する場合等も市は業務の内容について審議会に報告しなければなりません。30年度は8件の諮問を行い、答申を受けました。

表A 情報公開請求の決定内容

Table with 8 columns: 区分, 請求件数(合計), 公開, 部分公開, 非公開, 文書存在, 拒否, 存在可否, 却下, 取り下げ. Data rows for 件数 and 比率(%).

表B 所管課別の情報公開請求件数(請求のあった所管課のみ掲載)

Table with 2 main columns: 市長, 教育委員会. Sub-columns for various departments like 経営政策部, 総務部, 市民部, etc. Total 64 requests.

表C 個人情報開示・訂正・中止等請求の決定内容

Table with 8 columns: 区分, 開示の請求件数(合計), 開示, 部分開示, 非開示, 個人情報不存在, 拒否, 存在可否, 取り下げ. Data rows for 件数 and 比率(%).

※訂正・消去・外部提供等の中止の請求はありませんでした。

表D 所管課別の個人情報開示請求件数(請求のあった所管課のみ掲載)

Table with 2 main columns: 市長, 教育委員会. Sub-columns for departments like 市民部, 健康福祉部, 子ども家庭部. Total 44 requests.